

# 定 款

社会福祉法人  
山陰家庭学院

令和5年4月4日変更

# 社会福祉法人山陰家庭学院 「定 款」

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種 社会福祉事業

- (イ)養護老人ホームの経営
  - (ロ)障害児入所施設の経営
  - (ハ)障害者支援施設の経営
- (二)特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第二種 社会福祉事業

- (イ)老人デイサービス事業の経営
  - (ロ)老人短期入所事業の経営
  - (ハ)老人居宅介護等事業の経営
- (二)障害福祉サービス事業の経営
- (ホ)障害児通所支援事業の経営
  - (ヘ)特定相談支援事業の経営
  - (ト)一般相談支援事業の経営
  - (チ)障害児相談支援事業の経営
  - (リ)小規模住居型児童養育事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 山陰家庭学院という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供す

るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県松江市島根町大芦 5707 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 9名以上 13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2名、事務局員 1名、外部委員 2名の合計 5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営については、この定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによるものとする。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1名以上が出席し、かつ外部委員の 1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該事項について、あらかじめ議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### (その他)

第16条 評議員会の運営については、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定めるところによるものとする。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

(責任の一部免除又は責任限定契約)

第25条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第26条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第27条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第28条 運営協議会の委員は10名以上13名以下とする。

(運営協議会の委員の選任)

第29条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第30条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第31条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第32条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議

を述べたときを除き、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(その他)

第38条 理事会の運営については、この定款に定めるもののほか、理事会において別に定めるところによるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

・建物

(1) 島根県松江市島根町大芦 5707番地	(家屋番号 5707番の1)
鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根平家建老人ホーム	(延面積 2608.54 m <sup>2</sup> )
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置	(延面積 10.64 m <sup>2</sup> )
(2) 島根県松江市島根町大芦 5707番地2	(家屋番号 5707番2の1)
鉄筋コンクリート造瓦陸屋根・スレート葺平家建 養護所	(延面積 2199.25 m <sup>2</sup> )
木造瓦葺平家建 養護所	(延面積 97.00 m <sup>2</sup> )
木造瓦葺平家建 食堂	(延面積 60.00 m <sup>2</sup> )
木・軽量鉄骨造かわら・合金メッキ鋼板ぶき平家建 養護所	(延面積 98.07 m <sup>2</sup> )
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 養護所	(延面積 91.96 m <sup>2</sup> )
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建養護所	(延面積 39.83 m <sup>2</sup> )
(3) 島根県松江市島根町大芦 5707番地2	(家屋番号 5707番2の2)
鉄骨造瓦葺平家建 養護所	(延面積 87.68 m <sup>2</sup> )
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫	(延面積 72.00 m <sup>2</sup> )
(4) 島根県松江市島根町大芦 4326番地1、4326番地2	(家屋番号 4326番1の1)
鉄筋コンクリート・鉄骨造かわらぶき平家建 老人ホーム	(延面積 2810.62 m <sup>2</sup> )
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫	(延面積 52.50 m <sup>2</sup> )

- (5) 島根県松江市島根町大芦 4 3 2 6 番地 1 (家屋番号 4 3 2 6 番 1 の 2)  
木造スレート葺平家建 事務所 (床面積 97.20 m<sup>2</sup>)
- (6) 島根県松江市東朝日町字小濱 2 0 4 番地 4  
木造スレート葺 2 階建 居宅 (1 階 67.07 m<sup>2</sup> 2 階 57.96 m<sup>2</sup>)
- (7) 島根県安来市広瀬町上山佐 1 6 2 2 番地  
木造草葺平家建 居宅 (147.10 m<sup>2</sup>)  
附属建物 便所 木造粉葺平家建 (床面積 2.31 m<sup>2</sup>)  
倉庫 木造粉葺平家建 (床面積 23.80 m<sup>2</sup>)  
物置 木造粉葺 2 階建 1 階 (16.52 m<sup>2</sup>)  
2 階 (16.52 m<sup>2</sup>)
- (8) 島根県松江市島根町大芦 2 1 7 8 番地 3  
木造かわらぶき平家建 通所授産施設 (床面積 307.59 m<sup>2</sup>)  
木造かわらぶき平家建 通所授産施設 (床面積 97.25 m<sup>2</sup>)  
木造かわらぶき平家建 物置 (床面積 9.50 m<sup>2</sup>)
- (9) 島根県松江市学園一丁目 2 6 3 番地  
鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 授産施設・事務所  
1 階 (233.25 m<sup>2</sup>)  
2 階 (242.00 m<sup>2</sup>)  
3 階 (242.00 m<sup>2</sup>)
- (10) 島根県松江市島根町大芦 5 7 0 7 番地 (家屋番号 5 7 0 7 番の 2)  
軽量鉄骨造瓦葺平家建 休憩所 (床面積 31.39 m<sup>2</sup>)
- (11) 島根県松江市島根町大背 5 7 0 7 番地 2 (家屋番号 5 7 0 7 番 2 の 3)  
軽量鉄骨造瓦葺平家建 寄宿舎 (床面積 50.64 m<sup>2</sup>)
- (12) 島根県松江市島根町大芦 5 7 0 7 番地 2 (家屋番号 5 7 0 7 番 2 の 4)  
軽量鉄骨造瓦葺平家建 寄宿舎 (床面積 49.12 m<sup>2</sup>)
- (13) 島根県松江市西川津町字来田 7 4 2 番地 1 2 (家屋番号 7 4 2 番 1 2)  
木造瓦葺 2 階建 居宅 (床面積 1 階 96.48 m<sup>2</sup>  
2 階 36.66 m<sup>2</sup>)

(14) 島根県松江市島根町大芦 2172 番地 1 (家屋番号 2172 番 1)  
鉄骨造かわらぶき 3 階建 グループホーム (床面積 1 階 121.56 m<sup>2</sup>  
2 階 133.38 m<sup>2</sup>  
3 階 133.38 m<sup>2</sup>)

(15) 島根県松江市島根町野波字本木 2318 番地 3  
島根県松江市島根町野波字柿谷 2354 番地  
島根県松江市島根町野波字明ヶ谷 2346 番地 1 (家屋番号 2318 番 3)  
鉄骨造かわらぶき・陸屋根平家建 老人ホーム (床面積 1990.80 m<sup>2</sup>)

(16) 島根県松江市西川津町字御山田 2547 番、2546 番 1  
(家屋番号 2547 番の 2)  
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 養護所・教習所  
(床面積 1 階 390.00 m<sup>2</sup>  
2 階 137.90 m<sup>2</sup>)

(17) 島根県松江市西川津町字来田 742 番地 14、742 番地 8  
(家屋番号 742 番 14)  
木造スレートぶき 2 階建 グループホーム (床面積 1 階 96.06 m<sup>2</sup>  
2 階 85.86 m<sup>2</sup>)

・土地

島根県松江市島根町大芦 4320 番 7	所在の雑種地	一筆 (277 m <sup>2</sup> )
同 4326 番 1	所在の宅地	一筆 (9084.44 m <sup>2</sup> )
同 4326 番 2	所在の雑種地	一筆 (713 m <sup>2</sup> )
同 4326 番 3	所在の山林	一筆 (4757 m <sup>2</sup> )
同 4328 番 3	所在の雑種地	一筆 (550 m <sup>2</sup> )
同 4329 番 2	所在の山林	一筆 (4336 m <sup>2</sup> )
同 4329 番 3	所在の用悪水路	一筆 (78 m <sup>2</sup> )
同 4329 番 4	所在の山林	一筆 (143 m <sup>2</sup> )
同 4343 番 3	所在の原野	一筆 (241 m <sup>2</sup> )
同 5645 番 8	所在の宅地	一筆 (309.99 m <sup>2</sup> )
同 5704 番	所在の山林	一筆 (2519 m <sup>2</sup> )
同 5707 番	所在の宅地	一筆 (7168.37 m <sup>2</sup> )

同	5707番1	所在の雑種地	一筆 (760 m <sup>2</sup> )
同	5707番2	所在の宅地	一筆 (11610.89 m <sup>2</sup> )
同	5709番1	所在の山林	一筆 (1596 m <sup>2</sup> )
同	5709番2	所在の用悪水路	一筆 (113 m <sup>2</sup> )
同	5709番3	所在の山林	一筆 (899 m <sup>2</sup> )

島根県松江市東朝日町 204番4 所在の宅地 一筆 (126.07 m<sup>2</sup>)

島根県安来市広瀬町上山佐1620番4	所在の雑種地	一筆 (64 m <sup>2</sup> )	
同	1622番	所在の宅地	一筆 (511.07 m <sup>2</sup> )
同	1621番1	所在の田	一筆 (329 m <sup>2</sup> )
同	1621番2	所在の田	一筆 (454 m <sup>2</sup> )

島根県松江市学園一丁目262番	所在の宅地	一筆	(459.70 m <sup>2</sup> )
島根県松江市学園一丁目263番	所在の宅地	一筆	(716.69 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字来田742番8	所在の宅地	一筆	(36.86 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字来田742番12	所在の宅地	一筆	(198.00 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字来田742番14	所在の宅地	一筆	(196.47 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字来田742番21	所在の宅地	一筆	(4.38 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字御山田2546番1	所在の宅地	一筆	(324.12 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字御山田2546番4	所在の宅地	一筆	(402.96 m <sup>2</sup> )
島根県松江市西川津町字御山田2547番	所在の宅地	一筆	(384.61 m <sup>2</sup> )

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第40条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て松江市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松江市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第45条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならぬ。

#### (保有する株式に係る議決権の行使)

第47条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

### 第8章 解散

#### (解散)

第48条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第49条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

### 第9章 定款の変更

#### (定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、松江市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る変更をしたときは、遅滞なくその旨を松江市長に届け出なければならない。

### 第10章 公告の方法その他

#### (公告の方法)

第51条 この法人の公告は、社会福祉法人山陰家庭学院の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はインターネットに掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 廣江令撞

常務理事 石倉慶道

理事 雲藤空善

理事 黒川宙外

理事 楠 賢誓

監事 川井春竜

監事 深貝文郁

2. この定款は、昭和27年5月31日より施行する。
3. この定款は、一部変更し昭和29年 7月31日より施行する。
4. この定款は、一部変更し昭和31年 7月10日より施行する。
5. この定款は、一部変更し昭和32年 6月15日より施行する。
6. この定款は、一部変更し昭和33年12月23日より施行する。
7. この定款は、一部変更し昭和34年 7月20日より施行する。
8. この定款は、一部変更し昭和39年11月19日より施行する。
9. この定款は、一部変更し昭和41年 2月21日より施行する。
10. この定款は、一部変更し昭和55年 2月16日より施行する。
11. この定款は、一部変更し昭和62年12月21日より施行する。
12. この定款は、一部変更し平成 元年 6月15日より施行する。
13. この定款は、一部変更し平成 2年 6月 5日より施行する。
14. この定款は、一部変更し平成 3年 2月 5日より施行する。
15. この定款は、一部変更し平成 3年 6月27日より施行する。
16. この定款は、一部変更し平成 4年 5月11日より施行する。
17. この定款は、一部変更し平成 4年10月22日より施行する。
18. この定款は、一部変更し平成 6年 6月29日より施行する。

19. この定款は、一部変更し平成 7年10月 2日より施行する。
20. この定款は、一部変更し平成 9年 9月 19日より施行する。
21. この定款は、一部変更し平成10年 9月 7日より施行する。
22. この定款は、一部変更し平成11年 5月 31日より施行する。
23. この定款は、一部変更し平成11年11月13日より施行する。
24. この定款は、一部変更し平成14年 3月 25日より施行する。
25. この定款は、一部変更し平成15年 4月 12日より施行する。
26. この定款は、一部変更し平成15年 5月 22日より施行する。
27. この定款は、一部変更し平成15年10月23日より施行する。
28. この定款は、一部変更し平成16年 3月 23日より施行する。
29. この定款は、一部変更し平成17年 5月 12日より施行する。
30. この定款は、一部変更し平成17年 6月 13日より施行する。
31. この定款は、一部変更し平成17年11月 1日より施行する。
32. この定款は、一部変更し平成18年 6月 16日より施行する。
33. この定款は、一部変更し平成18年 9月 30日より施行する。
34. この定款は、一部変更し平成19年 7月 5日より施行する。
35. この定款は、一部変更し平成19年 7月 25日より施行する。
36. この定款は、一部変更し平成22年 3月 31日より施行する。
37. この定款は、一部変更し平成24年 7月 26日より施行する。
38. この定款は、一部変更し平成25年 3月 22日より施行する。
39. この定款は、一部変更し平成26年 1月 24日より施行する。
40. この定款は、一部変更し平成26年 4月 9日より施行する。
41. この定款は、一部変更し平成27年 7月 2日より施行する。
42. この定款は、一部変更し平成29年 2月 1日より施行する。
43. この定款は、一部変更し平成29年 4月 1日より施行する。
44. この定款は、一部変更し平成29年10月17日より施行する。
45. この定款は、一部変更し平成30年11月30日より施行する。
46. この定款は、一部変更し令和 2年 1月 8日より施行する。
47. この定款は、一部変更し令和 3年 6月 25日より施行する。
48. この定款は、一部変更し令和 5年 4月 4日より施行する。